

本人確認にご協力ください

戸籍・住民関係の手続きが変更になりました

5月号広報などでもお知らせしましたが、町民の皆さんの個人情報の保護や虚偽の届け出を防止するため、本年5月1日から戸籍や住民登録関係の役場窓口での本人確認を行うなど、手続きが変更になっています。ご理解とご協力をお願いします。

■戸籍謄抄本を交付請求できる方が限定されました■

- 戸籍に記載のある方とその配偶者
 - 戸籍に記載のある方の直系尊属（親・祖父母など）および直系卑属（子・孫など）
- ※戸籍が別になっている兄弟姉妹や叔父、叔母などは、直系尊属や直系卑属ではないため、戸籍に記載のある方の委任状が必要です。
- ※戸籍に記載のある方と交付申請者の続柄を明らかにする必要があるため、書面を求めることがあります。

■届け出や証明申請をする場合に、届け出（申請）者の本人確認ができるものの提示が必要となりました■

- 【本人確認の対象となる届け出と証明】
- ＜届け出＞○住民異動届
（転入・転出・転居・世帯変更）
- 戸籍届
（婚姻・養子縁組・認知・離婚）など
- ＜証明＞○住民票の写し・記載事項証明書・戸籍の附票
- 戸籍・除籍謄抄本
- 身分証明
- 印鑑登録証明など
- 【本人確認をするため次のものを提示してください】
- 顔写真付きの公的な証明書
- ・運転免許証・パスポート
 - ・障害者手帳・住民基本台帳カード
- などから1点を提示
- または
- その他の証明書など
- ・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証
 - ・年金証書（年金手帳）・社員証・学生証
- などから2点を提示

■役場の執務時間内に来ることができないときは■

- 住民票～事前に電話をいただくことで夜間や休日に交付する「予約発行」を行っています。
- 戸籍謄抄本～郵送による交付申請（および交付）を受け付けています。

■問合せ 町民課戸籍年金係（☎ 47-2203 役場1階 窓口1番）

勤労者福祉資金融資のご利用を

区分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
資金使途	医療・災害・教育・冠婚葬祭・一般生活費など		
融資利率	年2.00%	年0.80%	
融資金額	120万円以内	100万円以内	
融資期間	8年以内	5年以内	
償還方法	元利均等月賦償還（半年賦併用可） （融資利率は平成20年4月1日現在）		

北海道では、中小企業にお勤めの方（育児・介護休業中の方も含まれます）、季節労働者の方、企業倒産など事業主都合で離職した方に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資しています。融資内容は左表のとおりです。

○問合せ 網走支庁商工労働観光課労働係
（☎ 0152-41-0635）
北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

保険料の「年金差し引き」が10月から始まる方へ

◆被用者保険※の被保険者（加入者本人）だった方◆

被用者保険の被保険者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、納入通知書や口座振替により保険料を納めていただいていたが、10月からは年金から差し引かれることになりました。

ただし、下記①か②のどちらかに当てはまる方は、これまでどおり納入通知書や口座振替により納めていただけます。

- ①年金額が年額18万円未満の方
（介護保険料が年金から差し引かれていない方）
- ②介護保険と長寿医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

※被用者保険とは？

政府管掌健康保険（協会けんぽ）や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。
市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

◆被用者保険※の被扶養者だった方◆

被用者保険の被扶養者だった方は、長寿医療制度に加入してから9月まで、保険料のお支払いが免除されていましたが、10月からは年金から差し引かれることになりました。

ただし、上記①か②のどちらかに当てはまる方は、納入通知書や口座振替により納めていただけます。なお、保険料額は、10月から平成21年3月までの合計で2,100円です。2,100円になっていない場合は、役場福祉保健課へお問い合わせください。

加入した月によって、年金差し引きにならない場合があります。
詳しくは、保険料額決定通知書や保険料額変更決定通知書をご覧ください。

年金差し引きから口座振替に変更できます

長寿医療制度保険料を年金から差し引かれる方のうち、次のいずれかに該当する方は、申し出により保険料を口座振替で納めることができます。

- ①国民健康保険税を世帯主として確実に納めていた方（過去2年間未納がない方）が口座振替で納める場合
- ②年金収入が180万円未満の方で、本人以外の世帯主または、配偶者が口座振替で納める場合

年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

普通徴収の対象者（納付書で納める方）につきましても、手続きをすることにより口座振替に変更することが可能です。申出書は役場福祉保健課にあります。



■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）
福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）